計算書類に対する注記(社会福祉法人 陽和福祉会)

1.継続事業の前提に関する注記

該当なし

- 2. 重要な会計方針
- (1)固定資産の減価償却の方法
 - ・有形および無形固定資産 定額法
- (2)引当金の計上基準
 - ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金 愛知県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人負担額に相当する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

愛知県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式) 当法人では社会福祉事業区分のみのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式) 当法人では拠点区分が一つのため作成していない。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

どんぐりの森・どんぐりの家

- 「地域密着型特別養護老人ホーム」
- 「認知症対応型共同生活介護」
- 「小規模多機能型居宅介護事業所」
- 「訪問介護事業所」
- 「サービス付き高齢者向け住宅」
- 「通所介護事業所」
- 「訪問看護事業所」
- 「居宅介護支援事業所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

				(
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	472,333,975		12,033,982	460,299,993
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	473,333,975		12,033,982	461,299,993

7 . 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	460,299,993 円
建物	192,694,668 円
計	652.994.661 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)466,468,000 円計466,468,000 円

9 . 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

			(
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	601,699,286	141,399,293	460,299,993
建物	312,108,704	119,414,036	192,694,668
構築物	31,398,331	9,934,053	21,464,278
車両運搬具	7,391,860	7,391,854	6
工具器具備品	45,205,696	37,411,099	7,794,597
合計	997,803,877	315,550,335	682,253,542

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	70,647,071		70,647,071
合計	70,647,071		70,647,071

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

ſ	種類	法人等の	住所	資産総額	事業の	議決権の	関係内容		取引の	取引金額	科目	期末残高	
		名称			内容	所有割合	役員の	事業上の	内容				1
					又は職業		兼務等	関係					
	該当なし												

取引条件及び取引条件の決定方針等

該当なし

13.重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし